

「厚生課より」

在宅重症心身障害者に 介護見舞金が支給

県では在宅の重症心身障害者をお抱えの保護者に対し、日頃のご苦労に報いるため見舞金を支給しています。

- 一、町内にお住いの重症心身障害者の保護者（ただし、施設に入所しておられる障害者の保護者は除かれます）
- 二、金額 一、〇〇〇円
- 三、支給の時期 一月中旬
- 四、届出の時期 一〇月三十一日まで、役場厚生課窓口へ

◎なお重症心身障害者とは、重度の精神薄弱（知能指数三五以下

のもの）と重度の肢体不自由（身体障害者手帳に上肢、下肢、上下肢、体、体幹、肢体不自由等の名称で一級又は二級と表示されているもの）とを合併している障害者であることをいいます。

くわしくは、社会福祉事務所又は役場厚生課窓口でご相談ください。

身体障害者手帳を持っておられない方で、これらの障害をお持ちの場合はすぐに身体障害者手帳の交付申請をしてください。

援護法等の改正のお知らせ

一、旧防空法に基づく防空従事者等を準軍属として処遇

旧防空法に基づき地方長官の従事命書を受け防空の実施に従事中死傷した本人、又は遺族に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法が適用されます。

- (1)、該当者と予測される者
死傷に対してすでに自治省、厚生省、文部省等の告示による特別支出金等を受給した者
- (2)、給付の種類
ア、障害一時金
イ、遺族一時金、遺族給与金
エ、遺族一時給

現症の障害程度が恩給法に規定する第五款症以上の者に障害年金

又は障害一時金

- 一、適用 昭和四十九年九月一日
二、適用 昭和四十九年九月一日

現症の障害程度が恩給法に規定する第五款症以上の者に障害年金

又は障害一時金

日において公務扶助料、又は遺族年金を受給していること。

④ 死亡理由が期間内における公務であり、かつ公務員の死亡が昭和四十八年三月二日以前であること。

イ、父母の場合

◎前記②及び④に掲げるほか、戦没者をもって氏を同じくする最後の孩子を失ったものであること。

①、昭和四十九年九月三〇日までの間に戦没者と氏を同じくする自然血族である子も孫も有したことがないこと。

②、適用 昭和四十九年一〇月一日

三、準事変地（本州、千島、樺太、朝鮮、台湾等）
勤務標準の妻に特別給付金支給

①、昭和四十八年改正により準軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を受け、障害年金を受給することとなった者の妻に対し障害の程度によって五万円、又は一〇万円の国債が支給されます。

- (2) 適用 昭和四十九年一〇月一日
- 四、戦傷病者特別援護法の適用範囲拡大
イ、軍人、準軍人の公務傷病による障害の程度が第三目症、第四目症にある者
- エ、要件
ア、妻の場合
⑦、昭和六年九月十八日以前降十二年七月六日までの間の理由による戦没者（軍人及び陸海軍の文官）の妻で昭和四十九年十月一日

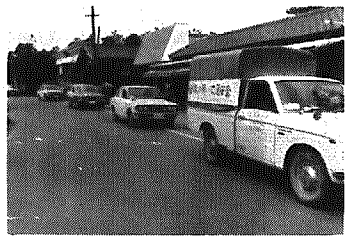
⑦、昭和六年九月十八日以前降十二年七月六日までの間の理由による戦没者（軍人及び陸海軍の文官）の妻で昭和四十九年十月一日

！秋の交通安全運動！

また空振りに終る！！ 目立った自転車の無灯火運動

九月二十一日から三十日まで秋の交通安全運動が全国一斉に行われ、この運動の最重要目標であった「老人と子ども事故から守ろう」と初日には町内一円をパトカーを先頭に、指導隊員、交通安全委員の取り合いが車に分乘、沿道の住民や会入に忙しい農家の人などにスピーカーで交通安全の徹底を呼びかけた。しかし残念なことに九月二十九日国道八号線の大沢モーターズ付近で車とバイクが衝突して二人が負傷する事故が一件、昨年は期間中二件に対して、本年は一件と件数こそ減少したものの「事故」の運動もまた空振りに終わった。

期間中目立った事は、信号のある交差点における自転車の右折の方法が、小学生や中学生に比較すると特に大人が信号を無視し、ルールを知っていないこと、また、夜間パトロールを行った際、自転車の無灯火が多数見受けられた。これはいずれも事故の原因になりかねない為、今後はこのようなことのないよう交通規則を遵守してほしいと警察では言っている。



車7台で町内をパレード

夜間の事故防止に一役

自転車ステッカー貼り作戦

大野の市日の人が多く通行する日を選んで、去る九月二十八日交通指導隊、警察の協力を得て、大野小学校前交差点で、自転車乗りの街頭指導が行われ、後部反射鏡の不備な自転車約二〇台に反射付のステッカーが貼りが行われた。

このことから、特に夜間ドライバーが自転車の発見を容易にし事故を未然に防止しようとするもの、市日自転車ステッカーが来たる人達は、署員や指導隊員から反射付のステッカーを貼ってもらい感謝していた様子。

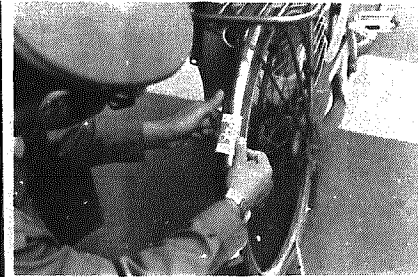
通学車を総点検

自転車屋さんさんが無料奉仕！

最近、自転車普及率の向上にもなって事故も目立ってきているところから、中学生が通学に使用している自転車の総点検を町内の自転車屋さんが無料で整備を行っている、交通安全対策に一役買っている。

中学校の自転車置場つらりと並べてある自転車一台一台のブレーキ、ライト、タイヤの空気圧などを十ヶ所を点検、中には十台に一台はブレーキの不具合、ライトの不具合もあり、さっそく手際よく調整をこなし、また、交通安全に一役かき、生徒から、また住民から喜ばれている。

自転車組合では次回からは定期的にも実施し、少しでも交通安全運動の一助にできればと語っている。



人権を守る

老人の人権を守りましょう

古い世代と新しい世代の価値観の相違からくる誤解や生活感の違い、簡単に解消できないものでしょうか。夫と妻、親子、嫁としゅうとが、お互いの人間性を尊重しあい、真に民生的な家族観や生活感をもつよう努力することが、最も大切なことではないでしょうか。

このようなときあなたならどうしますか
老人に対する人権侵害の特徴を総合的に検討してみます、およそ次のことがいえます。
（被害者）高齢（75才以上）の女性で身のまわりの雑務を自分でしている。

（加害者）
○遺棄・監禁型…病弱な老人を扶養しない、あるいは勝手な理由で外出させない。
○暴力型…非力な老人に暴力をふるう。
○冷遇型…食事や入浴や、テレビを見ることを制限する。
○扶養懈怠型…老人をたらいまわしにして邪魔者扱いにする。
○酷使型…病弱の老人に労働を強制する。

なお、同う期間は十月下旬から翌年の三月下旬頃までの予定です。

ガスメーターの調査・点検

十月下旬から実施
ガス器具・ガスホース等の点検調査のため、各需用業者のお宅へ係員が伺いますので、ご協力下さいますようお願い致します。

- 一、出張料 日 300円 休日及び夜間 500円
- 二、出張料 日 300円 休日及び夜間 500円
- 三、出張料 日 300円 休日及び夜間 500円
- 四、出張料 日 300円 休日及び夜間 500円

品名	単価	実数	実費
点検調整料	-	1	-
ガス機器修理費			
1. 技術調整料			
ガス機器修理費			
品名	単価	実数	実費
ガス機器修理費			
品名	単価	実数	実費
ガス機器修理費			
品名	単価	実数	実費
ガス機器修理費			



町民バドミントン大会
ふるって参加を！
十一月十七日（日）
会場 巻農業高等学校
集合 午前八時四十五分まで
後援 黒埼町体育協会
種目 ダブルス男女・シングルス男女
参加費 一人四〇〇円
申し込み 十一月十二日（火）までに参加費を添えて黒埼町公民館まで

主婦のパートと税金

諸物価の高騰により生活苦をしいられ、主婦がパートで働くことが多くなっています。そこで主婦がパートで働いたときの配偶者控除と所得税について説明します。

所得税は、一年間の所得金額から配偶者控除、扶養控除及び基礎控除などの所得控除を差し引いた残額に税金がかかるしくみになっています。

配偶者控除
は配偶者に一定額以上の所得があるとき
は、夫の所得
から差引くことができせん。
配偶者控除が受けられる所得の限度は、主婦がパートなどの所得のほかに所得がなければ年間二〇万円です。パート収入はふつう給与所得控除を差引いたものが所得となります。従って、パートによる所得二〇万円は年間収入で六三万七五〇〇円に相当しますから、一月の平均収入が約五万三二〇〇円以下の場合、夫の所得税の計算のときは、夫の所得から差引くことができせん。

主婦のパートと税金
は、夫の所得から差引くことができせん。配偶者控除が受けられる所得の限度は、主婦がパートなどの所得のほかに所得がなければ年間二〇万円です。パート収入はふつう給与所得控除を差引いたものが所得となります。従って、パートによる所得二〇万円は年間収入で六三万七五〇〇円に相当しますから、一月の平均収入が約五万三二〇〇円以下の場合、夫の所得税の計算のときは、夫の所得から差引くことができせん。